

相談事例

ID：03-02-032

相談タイトル

高齢单身の方が住んでいる賃貸住宅の設備不具合について

Q：ご相談内容

（相談者は高齢单身の方が住んでいる賃貸住宅の近隣にお住まいの方）
高齢の方が一人暮らしをしている賃貸アパートの居間の照明が切れてしまったというので、相談者の家にあった照明器具を差し上げたところ、シーリングが壊れていてつかなかった。不動産業者に話をしたところ、劣化ではないので借り主側で修理代を負担するように言われた。電気屋さんに見てもらったところ、劣化によるものとのことで、見積書にもその旨記載してくれた。不動産業者に連絡したところ、「今後連絡はしてこないでください」と言われてしまった。どのような対応をしていったら良いのか。費用は3千円程度だが、気持ち的な問題がある。

A：回答

賃貸人の方が負担する修繕内容と思いますが、直接賃借人（入居者）の方からの連絡でなく、近隣にお住まいの方（相談者）からの連絡であったために、管理会社の方も躊躇した所があるのではと考えます。電話で対応してもらえないのであれば、文書等で回答期限を決め送付してみるという方法もあると思いますが、相談者の方がどのようなことを望んでいるかにもよると思います。3千円程度のこととっておりますので、賃借人（入居者）側も若干の負担も考えられるのであれば、双方の歩み寄りで負担割合を決められても良いのではと思います。相談者の方は、今回の賃貸物件の修繕と言うことについては第三者的立場になれると思いますので、その様な視点から管理会社と協議をされてはと考えます。